# 愛別町 公共施設等総合管理計画 概要版

平成28年度から平成37年度

愛別町

# 目次

(参	考)	公共施設等総合管理計画とは	1
1.	総務	省が進める公共施設等総合管理計画策定	1
2.	計画	の体系と記載すべき内容	2
第 1	章	公共施設等の現状及び将来の見通し	3
1.	公共	施設等の分類	3
2.	公共	施設等の現状	4
第 2	章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	7
1.	現状	を踏まえた課題抽出	7
2.	公共	施設マネジメントの基本的考え方	8
3.	計画	期間	8
第3	章	施設類型ごとの管理に関する基本方針	9
1.	施設	類型ごとの管理に関する基本方針	9
2.	公共	施設(建築物)に関する基本方針	9
3.	イン	フラ系施設に関する基本方針	11

### (参考) 公共施設等総合管理計画とは

### 1. 総務省が進める公共施設等総合管理計画策定

日本では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握することが必要になっています。また、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが重要になっています。

さらに、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域 社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨 今推進されている国土強靱化にも資するものとしています。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針〜脱デフレ・経済再生〜」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

そこで、各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速 やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設 等総合管理計画)の策定に取り組まれることが求められています。

## 公共施設等総合管理計画策定指針の概要②

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

### 公共施設等の管理

- 〇 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- ○トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

### まちづくり

### 国土強靱化

- O PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会·住民との情報及び現状認識の共有
- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 〇 耐震化の推進

### 2. 計画の体系と記載すべき内容

### ■公共施設等総合管理計画の体系

- 1. 公共施設等の現況及び将来の見通し
  - ~現状分析と現状分析に基づくシミュレーション
  - (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
  - (2)総人口や年代別人口についての今後の見通し
  - (3) 中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等
- 2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
  - ~自治体全体の計画の全容と方針立案
  - (1)計画期間
  - (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
  - (3) 現状や課題に関する基本認識
  - (4)公共施設等の管理に関する基本的な考え方
    - ① 点検・診断等の実施方針
    - ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針
    - ③ 安全確保の実施方針
    - ④ 耐震化の実施方針
    - ⑤ 長寿命化の実施方針
    - ⑥ 統合や廃止の推進方針
    - ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
  - (5)フォローアップの実施方針
- 3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
  - ~ 自治体全体の方針に基づく個別資産の基本内容
  - (1)庁舎の管理方針
  - (2)学校の管理方針
  - (3) 福祉関係施設の管理方針
  - (4)公営住宅の管理方針
  - (5) 社会教育施設の管理方針
  - (6)産業施設の管理方針

など

### 第1章 公共施設等の現状及び将来の見通し

### 1. 公共施設等の分類

愛別町が保有する公共施設等について、公共施設(建築物)とインフラ系施設に大別します。公共施設(建築物)については、関係する事業分野や用途に応じて、下表の通り分類します。一方、インフラ系施設については、道路、橋梁、公園、上下水道施設の4類型に分類します。

### ■公共施設等の分類及び各分類の施設数・延床面積

大分類	番号	分類	主な施設		延床面積(㎡) 又は延長(m)	
	1	行 政 施 設 (庁舎等)	本庁舎、除雪総合車庫	5	3, 981	
	2	社会福祉	老人福祉センター、 高齢者福祉センター、共生型交流館	3	3, 150	
	3	児童福祉	さくら保育所	1	742	
	4	医療•衛生	診療所、火葬場	2	1, 074	
公共施設	5	産業・観光	蔵ら、農村環境改善センター、農業 集落環境管理施設(堆肥センター等)		8, 101	
	6	住宅	公営住宅、特定公共賃貸住宅	貸住宅 71 22, 3		
( 建 築	7	教職員住宅	職員住宅、教員住宅	23	2, 312	
物	8	学校教育	幼稚園、小学校、中学校	3	9, 748	
	9	社会教育	郷土芸能伝承館、宿泊研修施設	2	1, 379	
	10	地域会館	公民館、伏古生活改善センター、 愛別地区農業研修センター	9	4, 232	
	11	スポーツ	球場、スキー場、海洋センター	6	2, 910	
	12	消防	消防署、器材庫、乾燥塔	6	780	
	13	その他	旧農産加工場、バス待合所	21	6, 801	
公共	施設	(建築物) 小	計	159	67, 530	
インフ	1	道路			(延長) 250, 899	
	2	橋梁			(延長) 1,523	
Ž	3	公園	土地のみ(管理塔や休憩所は除く)		291, 155	
インフラ系施設	4	上下水道	下水道終末処理場、 下水管、マンホール		20, 783	

※平成26年3月現在の固定資産台帳に直近の修正を加味し集計しています。

### 2. 公共施設等の現状

### (1) 保有状況

愛別町の保有する公共施設(建築物)は、合計 159 施設、延床面積の合計は約6万7千㎡となっています。

施設数では、住宅(公営住宅)や教職員住宅が多く、次いで学校教育関連施設(幼稚園や小・中学校の校舎や体育館、物置など)、産業・観光関連施設(農業環境管理施設など)となります。

延床面積の構成割合でも、住宅が最も多く約3割を占めており、次いで 学校教育関連施設が14.4%、産業・観光関連施設が12.0%となります。

なお、人口一人当りの延床面積を算出する際の人口は、他の自治体との 比較の為、平成27年1月時点の人口3,106人で計算しております。

■公共施設(建築物)の分類別の人ロー人当り延床面積、延床面積の構成割合

大分類	番号	分類	施設数	延床面積 (㎡)	人ロー人 当り面積 (㎡)	構成割合
	1	行政施設(庁舎等)	5	3, 981	1. 28	5. 9%
	2	社会福祉	3	3, 150	1. 01	4. 7%
	3	児童福祉	1	742	0. 24	1. 1%
	4	医療・衛生	2	1, 074	0. 35	1.6%
公共施設	5	産業・観光	7	8, 101	2. 61	12.0%
施	6	住宅	71	22, 322	7. 19	33. 1%
	7	教職員住宅	23	2, 312	0. 74	3. 4%
(建 築 物)	8	学校教育	3	9, 748	3. 14	14. 4%
物	9	社会教育	2	1, 379	0. 44	2. 0%
	10	地域会館	9	4, 232	1. 36	6. 3%
	11	スポーツ	6	2, 910	0. 94	4. 3%
	12	消防	6	780	0. 25	1. 2%
	13	その他	21	6, 801	2. 19	10. 1%
公共	公共施設(建築物) 小計		159	67, 530	21. 74	100.0%

### (2) 公共施設の老朽化率の状況

公共施設等の老朽化率は以下の計算式で表すことができます。老朽化率は100%に近いほど老朽化が進んでいると言えます。平均的な資産老朽化比率は、35%~50%程度と言われています。

### 老朽化率=減価償却累計額/取得価格(再調達価格)

この計算式を用いて現在の愛別町の資産分類ごとの老朽化率を示すと、下表の通りとなります。

前述の棒グラフでも見たように、庁舎や地域会館など、建築年度が古く、 近年改修や新築されたものがない資産については、老朽化率が80%を超え ているものもあります。継続的に建設されてきた公営住宅や、比較的新し い施設がある社会福祉関連施設および児童福祉関連施設については、老朽 化率が比較的低くなっています。

公共施設(建築物)全体では 64.2%となり、平均的な老朽化率と言われる 50%を若干超えています。

一方、インフラ系施設については、全体でも老朽化率は50%未満であり、 平均的な範囲に収まっています。

### ■公共施設の資産分類別の老朽化率

(単位:百万円、%)

大 分 類	番号	分類	取得価格	減価償却 累計額 (百万円)	期末簿価(百万円)	老朽化率
	01	行政施設(庁舎等)	2, 128	2, 031	98	95. 4%
	02	社会福祉	1, 014	430	584	42.4%
	03	児童福祉	242	77	165	31. 9%
	04	医療・衛生	327	198	129	60.6%
公 共 施 設	05	産業・観光	1, 068	604	464	56. 5%
施	06	住宅	4, 258	1, 803	2, 455	32. 4%
	07	教職員住宅	423	270	153	63.8%
(建 築 物)	08	学校教育	1, 800	1, 337	462	74. 3%
物	09	社会教育	392	243	149	62.0%
	10	地域会館	700	584	116	83. 5%
	11	スポーツ	861	440	420	51. 2%
	12	消防	153	124	29	80. 9%
	13	その他	1, 453	1, 367	86	94. 1%

公共施設(建築物) 小計			14, 819	9, 509	5, 310	64. 2%
	01	道路	12, 428	5, 840	6, 588	47. 0%
系と	02	橋梁	8, 155	3, 050	5, 106	37. 4%
<b>系施設</b>	03	公園	70	0	70	0.0%
	04	上下水道	4, 194	1, 729	2, 466	41. 2%
インフラ系施設 小計			24, 847	10, 618	14, 229	42. 7%
合計			39, 666	20, 127	19, 539	50. 7%

<sup>※</sup>平成26年3月現在の固定資産台帳に直近の修正を加味し集計しており、改修 工事等の費用も含んでいます。

### 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 1. 現状を踏まえた課題抽出

### (1) 公共施設等の改修・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでいます。今後、これらの公共施設等の改修・更新等の費用が発生することが見込まれ、今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービス(機能)に重大な影響を及ぼす可能性が出てくることが予想されます。

このような状況を回避するには、改修・更新等にかかる費用を全体的に 抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来に わたっての取捨選択を行う必要があります。

また、現在、公共施設等の情報については、一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

### (2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

愛別町の総人口は、昭和30年代前半をピークに高度経済成長期に急激に減少し、以降も緩やかではありますが減少傾向が続いています。国立社会保障・人口問題研究所によれば、平成52(2040)年には現在の約半分である1,661人になるものと推計されています。

その為、このような人口構成の大きな転換に伴う町民のニーズの変化に 対応した、適正な公共施設等の総量規模や配置を検討していく必要があり ます。

また、地区によって人口増減の傾向や少子・高齢化の進行状況が異なっていることから、各地区の特性に応じた公共施設等の適正な配置や管理・ 運営を行っていく必要があります。

### (3) 逼迫する財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い町税収入等一般財源の減少が予想されることに加えて、少子・高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することから、投資的経費等の公共施設等の維持管理のための財源確保が出来なくなることが見込まれます。

こうした厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営にかかる費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。

### 2. 公共施設マネジメントの基本的考え方

### (1)基本的な考え方

公共施設マネジメントとは、縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みをいいます。

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、愛別町振興計画において、目指すべき将来像「人にやさしいまちづくり」視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行っていきます。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設(建築物) は、供給量を適正化することとし、公共施設等のコンパクト化(統合・廃止、規模縮小等)の推進を図ります。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを 踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、 計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ります。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営を図ります。

### 3. 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、今後の上位・ 関連計画や社会情勢の変化などの状況の変化に応じて適宜見直しを行ってい くこととします。

### 第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 1. 施設類型ごとの管理に関する基本方針

第2章における公共施設等の基本的な方針を踏まえ、第10次愛別町振興計画とも同期を図りながら、以下では、公共施設(建築物)、インフラ系施設のそれぞれの施設類型ごとに基本的な方針を整理します。

### 2. 公共施設 (建築物) に関する基本方針

### (1)統廃合(機能移転)

### ①統廃合の基本的な視点

耐用年数を迎えた施設等で、利用率、効用等の低い施設等については、 今後もその利用及び効用の向上する見込みのない場合においては、原則と して統廃合(機能移転)及び取り壊しの対象とします。

### ②役場庁舎等の建て替え

役場本庁舎については、耐震化についての検討結果を踏まえ、多機能化 も視野に入れ、新規に建て替える方針にて検討を行います。

また、特産品であるきのこなどの生産環境を維持・継続していくため、 老朽化した施設(旧農産加工場等)を取り壊し、観光・物産の誘客販売拠点となるよう独自性を持った特産品加工研究・販売所などの施設の検討を 行いながら愛別ブランドを確立するため積極的な取り組みを支援します。

### ③人口推移/サービス需要への対応

集会施設に関しては、公民館のほか、コミュニティセンター、基幹集落センター、地区会館などがあり、全ての地域内に存在します。これらを更新する場合は、必要な量に削減(統廃合)します。

### 4)学校の統廃合

学校教育に関連する施設については、地域の実情と将来の人口推移を踏まえ、機能の充実を図るとともに、施設の長寿命化により現状を維持・継続するものとします。具体的には、幼稚園と保育所の両機能を備えた幼児センターの充実を図る一方で、学校施設の長寿命化及び省エネルギー化の推進に努め、小・中学校の合併についても視野に入れながら、施設の相互連携による教育環境づくりに注力していきます。

### ⑤住宅の対応

公営住宅に関しては、愛別町住生活基本計画及び愛別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、平成25年度から実施している公営住宅等の建て替えや、例年実施している維持補修により長寿命化を図ります。平成22年度に平成31年度までの計画を策定し、中間年(5年目)の平成27年度に二つの計画の見直しを行い、適正な管理戸数・住宅規模の設定をし、計画的な整備を進めます。

### ⑥スポーツ施設などの更新

石狩川親水緑地公園内にあるフィールドボールコース、サッカーコート、スポーツ公園内のテニスコートなどのスポーツ施設やオートキャンプ場、リバーフロントパーク内にあるきのこの里パークゴルフ場等その他の施設については、例年実施している維持補修により長寿命化を図りつつ、更新の必要性を検討し、施設活用の合理化に努めていきます。

### (2) 民間委譲

施設の民間委譲を検討する。委譲時期は、現状の施設の利用状態、老朽 化の度合い、民間事業者の成熟度などを勘案のうえ個々に決定します。

対象施設としては、地域会館、廃校舎などが想定されます。

民間委譲の方法としては、民間の意向を提案方式などにより事前に広く 求めることが必要となります。それでも代替可能な民間事業者がいない場合は、民間委譲は困難となるため、統廃合、広域化の対象とします。

### (3) 広域化

近隣住民の利用可能な施設としては、公民館、運動施設(野球場、パークゴルフ場、グラウンド、体育館等)、公立病院、図書館が想定されます。 広域化には、(ア) 一部事務組合等により共同所有する、(イ) 他自治体 の所有施設を利用する、(ウ) 自治体の所有施設に対して他自治体住民に利 用させる代わりに当該自治体に費用を分担してもらう、等の形態が考えられます。

愛別町の公共施設においては、第 10 次振興計画の中で、火葬場の運営について、近隣の町との広域化を検討課題としてあげています。

### 3. インフラ系施設に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、 修繕、更新、取り壊し等を進めていきます。

その他施設については、愛別町振興計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

### (1) 道路

町道については、幹線道路網の維持整備と生活に密着した一般道の維持修 繕管理に努めます。

公共土木施設の定期点検を行うことにより、第3者被害を未然に防ぎ、長寿命化修繕計画等に基づいた補修補強に努めます。冬期間の交通確保を含め、スタッドレスタイヤに対応した管理体制の確保に努めます。

また、公共交通については、継続して公共交通会議等において見直しを検 討し、より良い公共交通体系の実現や、バスセンターの整備等、環境づくり に努めます。

### (2)公園

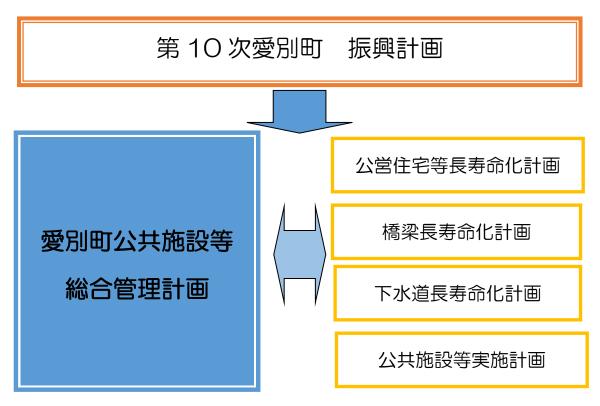
中央地区のリバーフロントパークは、きのこの里パークゴルフ場を核として開設していますが、農村と都市住民との交流の場として、施設の充実を図ることが必要です。更に、石狩川愛別頭首工管理棟周辺の公園整備は、各種団体の支援や協力を得ながら、樹木の植栽を中心に整備を進めています。

### (3)上下水道

上水道については、平成 23 年度から 10 年計画で浄水場設備及び配水管の更新事業を実施しており、安全で良質な水道水の安定供給に重点をおきながら、効率的な水道施設への更新事業を進めます。

下水道については、平成27・28年度で長寿命化計画を策定中であり、管路及び終末処理場の適正な維持管理に努めます。また、下水道施設については、第1期改築更新事業が完了しており、今後はライフサイクルコスト最小化の観点をふまえ、機能向上も考慮した長寿命化対策を含めた第2期改築更新事業を実施していきます。

### ■本計画の位置づけ



公共施設等総合管理計画は、町の振興計画に基づき、各長寿命化計画等の個別の計画と相互に連携を図りながら公共施設等実施計画を策定し、公共施設の管理・整備を通じて住みよいまちづくりの一端を担うものです。

愛別町公共施設等総合管理計画

平成28年3月

愛別町総務企画課政策企画室

〒078-1492

北海道上川郡愛別町字本町 179 番地

電話:01658-6-5111 FAX:01658-6-5110